

「システム停止時移動報告書」記入要領

1、システム停止時の基本的対応

自動車リサイクルシステムに何らかの不具合が発生し、移動報告機能が停止した場合の全体的な対応内容は、別添「電子マニフェストシステム障害による移動報告機能停止時のASR引取り対応」によります。**基本的な対応**は、通常運用している情報管理センターへの移動報告画面（JPRS 4 2 7 3）のコピーに替えて「システム停止時移動報告書」を発行し、自動車リサイクルシステムが復旧した時点で**このとき発行した「システム停止時移動報告書」を使ってシステムに後から入力する方法**です。

2、「システム停止時移動報告書」の運用

システム停止時にASRを輸送するときには以下の手順に従って「システム停止時移動報告書」を使って出荷してください。またシステムが復帰した時点で移動報告を行ってください。

「システム停止時移動報告書」の出荷時記入欄に必要な事項を記入してください。このとき発行番号をつけますが、連番などわかりやすいものにしてください。記入後3部コピーして一部を控えとし、2部をトラックの運転手に渡してください。

ASRを「システム停止時移動報告書」とともにチーム毎に決められた指定引取り場所に運搬します。

トラックの運転手は指定引取り場所に持参した「システム停止時移動報告書」に必要な事項を記入し、受領印をもらった上で**一部を返却**してもらい持ち帰ります。**一部は指定引取り場所の控え**になります。

指定引取り場所では引取り時に記入した「システム停止時移動報告書」の控えを**チームにFAX**します。

シュレッダー事業者では自動車リサイクルシステムが復帰した段階で先に発行した「システム停止時移動報告書」に基づき、対象車台の選択画面（JPRS 4 2 7 2）を開き紐付け作業を行い、引渡し報告を行います。このとき **欄の実施に丸印を書き、日時及び荷姿ID下6桁を転記したうえで指定引取り場所にFAX**します。

指定引取り場所では、システムが正常に復帰した時点で引取り報告画面（JPRS7710）を開き、**シュレッダー事業者から送られたFAXの発行No、荷姿IDと照合して引取り報告を行ってください。**

3、システム停止により引取り報告できなかったASRの費用支払い

システム停止時に引取ったASRの内、月末までに引取り報告されたものは翌月費用が支払われますが、**引取り報告されなかったものには支払われません。**このため月末に「システム停止時移動報告書」の内、引き渡し報告できなかったものについては**ASR重量を集計し、チーム毎の契約単価を乗じて総費用を計算してチーム毎にご請求**ください。確認、チェックの上費用をお支払いします。

なお「システム停止時移動報告書」に基づいて支払う費用は自動車リサイクルシステム外の処理となるため、**別途チームより補正通知を発行**致します。